

東労基発0328第3号
令和5年3月28日

建設業労働災害防止協会
東京支部 代表者 殿

東京労働局労働基準部長



造園業における労働災害防止の徹底について（要請）

平素より労働安全衛生行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、都内における造園業の労働災害発生状況については、令和4年において死亡災害は発生していないものの、第13次東京労働局労働災害防止計画（平成30年度から令和4年度の5か年を期間とするもの。）期間中には、造園業関連の死亡災害により6人の尊い命が失われました。

死亡災害を事故の型別にみると、その8割以上が墜落・転落災害であり、その他、熱中症によるものや高所作業車の転倒によるものが見受けられます。特に、令和3年においては、樹木の剪定作業中に被災者が乗っていた木の枝等が折れ、墜落したことによる死亡災害が連続して発生しております。

つきましては、造園業における死亡災害撲滅に向け、貴団体傘下の会員に対して、下記の事項を重点とした労働災害防止の取組について、周知等各段の御配慮・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 事前調査と計画作成について

事前に作業場所の調査を行い、作業計画を作成すること。

特に、作業床の設置や高所作業車による安全作業が可能か、十分に検討すること。

2 作業手順の確認とKY活動について

日々の作業開始前に関係労働者間で作業手順を確認し、KY（危険予知活動）活動を励行すること。

3 墜落防止対策の徹底について

樹木上など高所作業場所において、有効な作業床の確保が困難な場合には、墜落制止用器具を的確に使用すること。

墜落制止用器具の使用に当たっては、墜落時の衝撃力に耐えうる堅固な箇所にフックを掛けすること。

4 安全衛生教育の実施について

関係労働者の安全衛生意識を向上させるため、定期的に安全衛生教育を実施すること。特に、高所作業における危険意識の共有化を図ること。



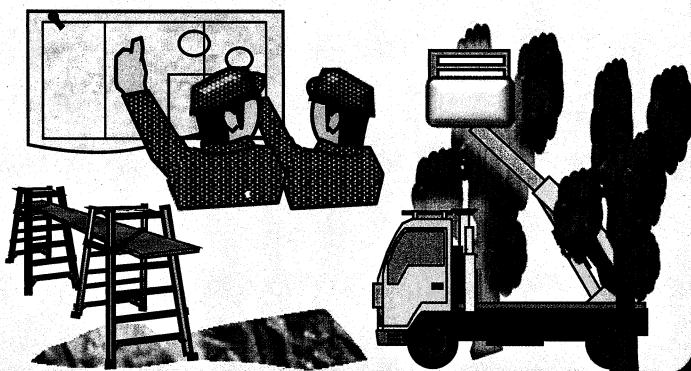
造園業の災害防止チェックリスト

第13次東京労働局労働災害防止計画（平成30年度から令和4年度の5か年を期間とするもの。）期間中には、造園業関連の死亡災害により6人の尊い命が失われました。（災害事例は裏面参照）
造園業における死亡災害撲滅に向け、以下の4項目を点検しましょう！

□事前調査と計画作成

☞ 事前に作業場所の調査を行い、作業計画を作成すること。

特に、作業床の設置や高所作業車による安全作業が可能か、十分に検討すること。



□作業手順の確認とKY活動

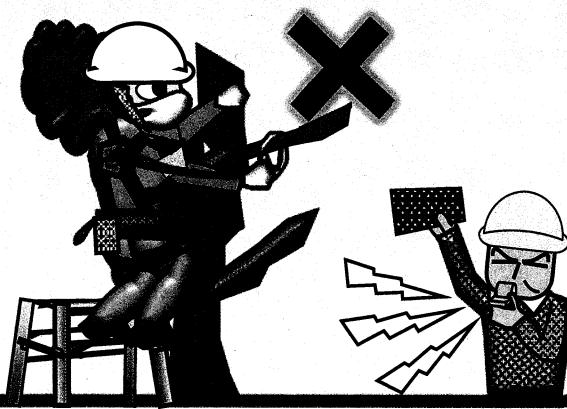
☞ 日々の作業開始前に関係労働者間で作業手順を確認し、KY（危険予知活動）活動を励行すること。



□墜落防止対策の徹底

☞ 樹木上など高所作業場所において、有効な作業床等の確保が困難な場合には、墜落制止用器具を的確に使用すること。

使用に当たっては、墜落時の衝撃力に耐えうる堅固な箇所にフックを掛けること。



□安全衛生教育の実施

☞ 関係労働者の安全衛生意識を向上させるため、定期的に安全衛生教育を実施すること。

特に、高所作業における危険意識の共有化を図ること。



第14次東京労働局労働災害防止計画（2023～2027年度）

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

東京労働局労働基準部安全課



【近年に発生した造園業の墜落転落による死亡災害事例】
(東京労働局把握分)

発生年月		発生状況
1 令和 3 年 11月		庭木の剪定作業中、樹木に登り枝をチェーンソーで切っていた作業者が、高さ約 6 メートルの箇所から墜落したもの。
2 令和 3 年 10月		個人宅の樹木の剪定作業中、樹木に登り枝を切っていた作業者が、高さ約 4 メートルの枝から墜落したもの。
3 令和 3 年 2月		用水路脇の樹木の伐採作業中、樹木に登って枝をチェーンソー等で切っていた作業者が、用水路内へ約 8 メートルの高さから墜落したもの。（水深 5 センチメートル）。
4 平成 28 年 9月		樹木の剪定工事において、被災者は高さ 7 メートルの樹木の一番下の枝（高さ約 2.5 メートル）にハシゴを掛けてその枝の上に乗った。その後、剪定方法を確認するために地上にいた責任者に対し自らがいる位置まで登つてくるよう促し、責任者がハシゴを 2、3 段登ったところで枝が折れ、被災者は枝の上から地面に墜落したものの。
5 平成 27 年 6月		植木の剪定作業中、高さ約 5 メートル付近の枝の上から地面に墜落したもの。
6 平成 27 年 4月		約 17 メートルの樹木の剪定作業中、高所作業車の作業床が届かない頂部付近を剪定するため、当該樹木の高さ約 12 メートルの箇所に作業床を横付けして樹木に乗り移り剪定作業を行ったが、当該作業終了後、樹木から作業床に戻る際、高所作業車の作業床に足を掛け乗り移るときに作業床が大きく揺れ、その反動で約 12 メートル下の歩道上に墜落したもの。
7 平成 26 年 8月		高さ約 8 メートルの街路樹に登って、枝の剪定作業中、一ヶ所の剪定が終わり、同じ木の他の箇所の枝を剪定するため、移動しようと枝に足を掛けたところ、その枝が折れたため高さ約 3 メートルから墜落したもの。

※ 第12次東京労働局労働災害防止計画期間中（平成25年～平成29年）
 に発生したものと含む。